

建設工事に係る再資源化等に関する法律

概要：特定の建設資材の分別解体、再資源化等の促進に関する法律
届出先：各地域振興局土木部（熊本市内での解体等は熊本市、八代市内での解体等は八代市）
届出時期：工事開始の1週間前まで

★アスベスト廃棄物の処理

建築物の解体に伴い発生するアスベスト廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理する必要があります。

◎お問い合わせ機関

●総合相談窓口

県庁環境生活部環境保全課 TEL 096-333-2268 FAX 096-387-7612
熊本市アスベスト 110 番 TEL 096-328-2300 FAX 096-328-8022

●健康相談等に関するお問い合わせ

県内各保健所

●アスベスト廃棄物の適正処理に関するお問い合わせ

県庁環境生活部 廃棄物対策課 TEL 096-333-2278 FAX 096-383-7680
各保健所

●環境対策等に関するお問い合わせ

県庁環境生活部 環境保全課 TEL 096-333-2269 FAX 096-387-7612
各保健所 衛生環境課

●労災補償制度等に関するお問い合わせ

県内各労働基準監督署

●建築資材等及び補助事業等に関するお問い合わせ

熊本県土木部建築課建築物安全推進室 TEL096-333-2535
各地域振興局建築主管課
熊本市建築指導課 TEL096-328-2513
熊本市建築計画課建築物安全推進室 TEL096-328-2449
八代市建築指導課 TEL0965-33-4750

●県内の分析及び空中濃度測定機関

(株)朝日環境分析センター	八代市新港町 2-2-8	TEL 0965-37-1377
(株)三計テクノス	熊本市御領 5-6-53	TEL 096-388-1222
(株)同仁グローカル	上益城郡益城町田原 2081-25	TEL 096-286-1311
(株)野田市電子	熊本市世安町 335	TEL 096-322-0167
(株)鶴城	宇土市築籠町 221	TEL 0964-22-4790

※熊本市環境総合センター(熊本市画図町所島 404-1) TEL 096-379-2511
ただし、アスベストが含まれているかどうかの定性的な分析はできるが、何%含まれているかの定量的な分析はできない。

企画・発行 熊本県建築物安全安心推進協議会

熊本県・熊本市・八代市 (財)熊本県建築住宅センター
(社)熊本県建築士会 (社)熊本県建築士事務所協会
(社)熊本県建設業協会建築部会 熊本県建築組合連合会
日本 E R I (株)熊本支店 (株)熊本建築確認検査機関 (株) A C S 熊本

平成 23 年 3 月

建築物の吹付けアスベストの対策について

あなたの建物には吹付けアスベストが使用されていませんか！

アスベストは、天然にできた鉱物資源で、熱に強く摩擦にも強い、酸やアルカリにも強いなど、丈夫で変化しにくいという特性があります。しかし、目に見えないくらい細かい繊維のため、気づかぬうちに吸い込むと肺がんや悪性中皮腫などを引き起こし、健康に悪影響を及ぼす恐れがあります。建物に吹付けアスベストが使用されていないか、確認しましょう。使用が確認され、劣化している場合には速やかに除去等の処理を行いましょう。

◎吹付けアスベスト等ってなに？

アスベスト（石綿）の種類には、アクチノライト、アモサイト（茶石綿）、アンソフィライト、クリソタイル（白石綿）、クロシドライト（青石綿）及びトレモライトの6種類があります。吹付けアスベストは、アスベストにセメント等の結合材と水を加え混合し、吹付け機を用いて吹き付けたものです。この他にも類似の建築資材として、アスベストを 0.1%を超えて含有する吹付けロックウール、吹付けひる石、パーライト吹付け、発泡けい酸ソーダ吹付け石綿等があり、これらを含めて「吹付けアスベスト等」といいます。

◎吹付けアスベスト等はいつごろ使われたの？

吹付けアスベストは、概ね昭和30年頃から昭和50年頃まで使用されており、昭和50年以降もそれまでに生産されたものが使用されている可能性があります。平成元年以前に使用されていた吹付ロックウールには、アスベストが含有しているものがあります。また、平成2年以降に使用されたものでも、アスベストが含有している可能性があります。

◎吹付けアスベスト等が使用されている可能性の高い建築物は？

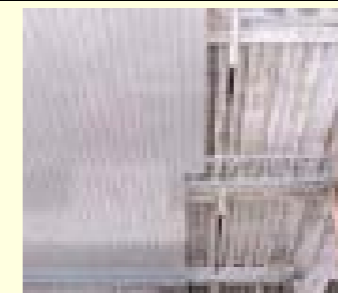
用途	耐火建築物		準耐火建築物等
	当該用途に供する階	当該用途に供する部分の床面積合計	当該用途に供する部分の床面積合計
劇場、映画館、演劇場、公会堂、集会場等	3階以上の階	200㎡以上	—
病院、診療所（患者の収容施設有り）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等	3階以上の階	—	300㎡以上
学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場スケート場、水泳場、スポーツ練習場等	3階以上の階	—	2,000㎡以上
百貨店、展示場、キャバレー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、飲食店、物品販売業を営む店舗等	3階以上の階	3,000㎡以上	500㎡以上
倉庫等	—	200㎡以上	1,500㎡以上
自動車車庫、自動車修理工場映画スタジオ、テレビスタジオ等	3階以上の階	—	150㎡以上

吹付けアスベスト等がよく使われている建築物の施工例

鉄骨造	鉄筋コンクリート造、鉄筋鉄骨コンクリート造
●鉄骨の梁・柱	●空調機械室
●鉄板床	●ボイラー室
●ボイラー室	●機械室
	●駐車場の天井・壁



耐火被覆材（柱・梁・床など）

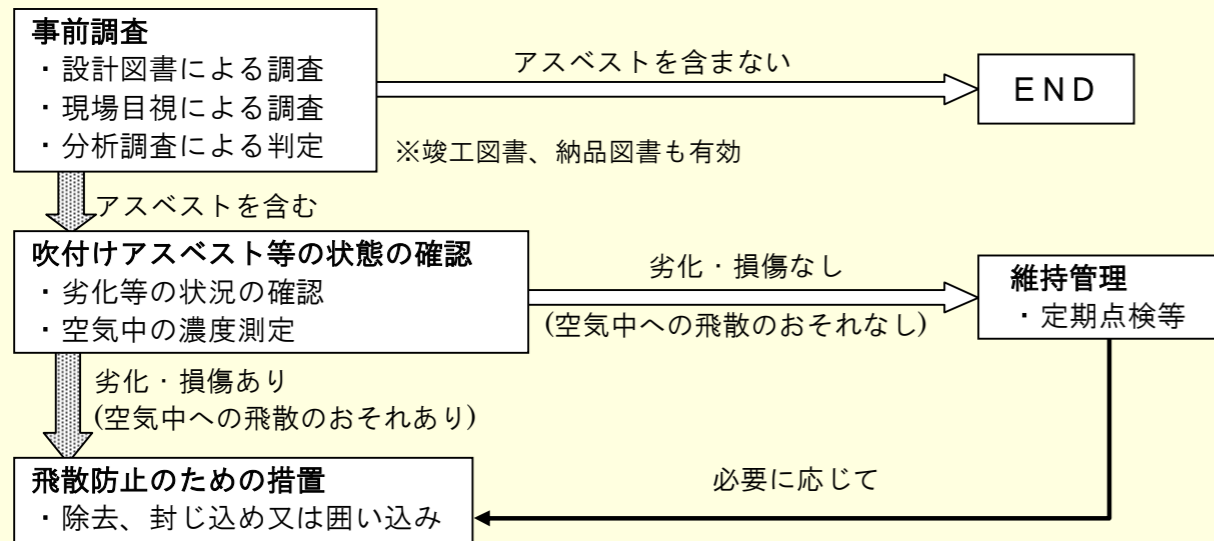


断熱材（屋根）



吸音・断熱材（機械室）

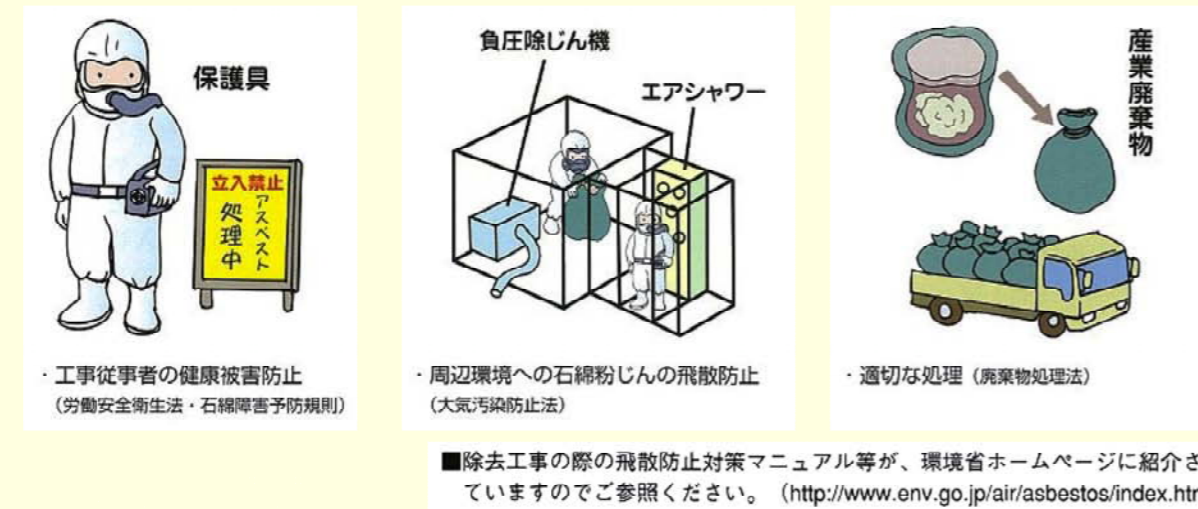
◎吹付けアスベスト等はどう処理するの？



- ① 除去工法
- ② 封じ込め工法
- ③ 囲い込み工法



アスベスト除去工事に関する規制



■除去工事の際の飛散防止対策マニュアル等が、環境省ホームページに紹介されていますのでご参照ください。(http://www.env.go.jp/air/asbestos/index.html)

参考：事前調査及び調査を行う者について

◎事業者は、次に掲げる作業(※)を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物又は工作物について、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければなりません。(石綿障害予防規則)
 ※1 建築物又は工作物の解体、破碎等の作業(吹き付けられた石綿等の除去の作業を含む)
 2 石綿の封じ込め又は囲い込み作業
 ◎調査を行う者については、石綿作業主任者、特別教育修了者等石綿に関する一定の知識を有する者が望ましいとされています。(環境省「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」)

◎吹付けアスベスト等の調査・分析、除去等に係る補助制度は？

★熊本県民間建築物アスベスト緊急改修促進事業

この事業は、民間建築物のアスベスト改修費について市町村を通じて間接的に補助するものです。
 ●対象建築物：多数の人が利用する民間建築物で延床面積が概ね1,000㎡以上のもの(多数の人が共同で利用する部分に限る(付属する電気室・機械室を含む))
 ●補助対象事業：吹付けアスベストの除去、封じ込め又は囲い込みに要する費用
 ●補助率：国の補助対象経費の1/6以内かつ市町村が補助する額の1/4以内
 ●問い合わせ先：熊本県土木部建築課建築物安全推進室

★市町村における補助制度 ※詳細は、各市町村にお尋ねください。

【除去等を行う場合の補助】
 熊本市、人吉市、菊池市、宇土市、宇城市、美里町、南阿蘇村
 【調査・分析に対する補助】
 建材のアスベスト含有調査・分析費用に対する補助。補助率10/10。
 熊本市、八代市、宇土市、多良木町、球磨村
 宇城市(補助率1/2、平成23年度から10/10)

参考：石綿(アスベスト)除去に関する費用について

○社団法人建築業協会が集計分析した調査結果によるおおよその処理費用の目安
アスベスト処理面積 300㎡以下 : 2.0万円/㎡~8.5万円/㎡
300㎡~1,000㎡ : 1.5万円/㎡~4.5万円/㎡
1,000㎡以上 : 1.0万円/㎡~3.0万円/㎡
○あくまで目安値としてお考えください。

◎法による規制にはどんなものがあるの？

★建築物の増改築等時における規制

吹付けアスベスト及びアスベストを0.1%を超えて含有する吹付けロックウールが使用されている建築物の増築、改築、大規模修繕又は大規模模様替え(以下「増改築等」という。)を行う場合には、「建築基準法」に基づき除去等の対策を講じる必要があります。

【規制内容】

- ①増改築等時に既存建築物に使用された吹付けアスベスト及びアスベストを0.1%を超えて含有する吹付けロックウールの除去等*を義務付け。
- ※原則として除去を義務付けていますが、増改築部分の床面積が既存部分の床面積の1/2以内又は大規模修繕・大規模模様替えの場合には、封じ込め又は囲い込みでも可。
- ②飛散のおそれがあり、著しく衛生上有害であると認める場合には、立入調査・勧告・命令等を実施。
- ③定期調査報告対象の建築物は、吹付けアスベスト及びアスベストを0.1%を超えて含有する吹付けロックウールの使用状況等について報告及び閲覧の実施。

★建築物の解体時における飛散防止対策

アスベスト含有建築材料を使用している建築物の解体、改修等の際には、アスベスト粉じんの飛散防止、解体作業従事者の健康被害防止のため、法令に従い適正な処理が必要です。また、事前に届出が必要な場合もあります。

石綿障害予防規則

概要：アスベスト含有建築物解体等工事の従事者保護の規定
 届出先：最寄りの労働基準監督署
 届出時期：吹付けアスベスト等の場合、工事開始の2週間前まで
 アスベスト含有の保温材・耐火被覆材等の場合、工事開始前まで

大気汚染防止法

概要：特定粉じん排出等作業の規制に関する法律
 届出先：最寄りの保健所
 届出時期：工事開始の2週間前まで